

○西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則

平成7年10月2日西脇市規則第23号

(趣旨)

**第1条** この規則は、西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成7年西脇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(建築等の同意申請等)

**第2条** 条例第3条第1項の規定により市長の同意を得ようとする者は、パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等同意申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、地元自治会（規制対象施設の敷地の周囲から100メートル以内の区域の全部又は一部が含まれる地域の自治会組織をいう。）の協議書（様式第2号）を添付しなければならない。

(決定通知)

**第3条** 市長は、前条の申請があったときは、その審査を開始し、記載事項、添付書類等に不備がなく適正な場合は、条例第5条第1項の規定により、審査会に諮り同意（不同意）について決定するものとする。

2 市長は前項の決定をしたときは、その内容をパチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等同意（不同意）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、同意しない旨の決定をしたときは、その理由を付して通知するものとする。

(完了届)

**第4条** 前条の規定により同意を得た者は、その施設の建築工事等が完了したときは速やかにその旨を市長に届け出て、申請の内容及び同意の条件に適合しているかどうかの確認を受けなければならない。

(勧告)

**第5条** 条例第7条第1項の規定による勧告は、規制対象施設建築等勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(中止命令等)

**第6条** 条例第8条の規定による中止命令等は、規制対象施設建築等中止等命令書（様式第5号）

により行うものとする。

(身分証明書)

**第7条** 条例第9条第2項の規定による身分証明書は、様式第6号によるものとする。

(審査会の組織)

**第8条** 条例第5条第2項の規定による審査会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 自治会の代表者
- (2) 教育関係者
- (3) 女性団体の関係者
- (4) 商業関係者
- (5) 生活環境の関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長)

**第9条** 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(審査会の会議)

**第10条** 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、審議に関し必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

**第11条** 審査会の庶務は、福祉生活部において処理する。

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(西脇市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 西脇市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則（昭和52年西脇市規則第18号）は廃止する。

(審査会の招集の特例)

3 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号（第2条関係） 略

様式第2号（第2条関係） 略

様式第3号（第3条関係） 略

様式第4号（第5条関係） 略

様式第5号（第6条関係） 略

様式第6号（第7条関係） 略